

公聴会開催記録書

対象となる都市計画に関する基本的な方針の名称及びその概要	(名称) 古賀市都市計画マスタープラン (案の概要) 現行の古賀市都市計画マスタープランの土地利用方針を時点修正し、次回の市街化区域編入のための改訂を行うもの
開催日時	令和7年4月28日(月)16:00～16:30
開催場所	古賀市役所第2庁舎4階402会議室
出席者（市）	(議長) 建設産業部都市整備課長 大浦 康志 (その他) 吉武都市計画係長、他都市計画係職員3名
公述申出数	10件
公述人数、公述人氏名及び住所	・古賀市[redacted] [redacted](1番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](2番) ・古賀市[redacted] [redacted](3番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](4番) ・古賀市[redacted] [redacted](5番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](6番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](7番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](8番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](9番)(代理人) [redacted] ・古賀市[redacted] [redacted](10番)
公聴会の経過に関する事項	開会 16時00分 改訂原案の説明 16時05分～16時10分 公述（計 10人） 16時10分～16時30分 閉会 16時30分
公述人が述べた意見の要旨	別紙参照
備考	意見の詳細については、別紙議事録参照。

以上の内容に相違ないと認める。

令和7年4月30日

(公聴会議長) 職名 建設産業部都市計画課長 氏名 (自署)

[redacted]

公述人が述べた意見の要旨

● 代理人の (1 番)

● (2 番)

● 代理人の (3 番)

● (4 番)

● 代理人の (5 番～9 番)

● (10 番)

○ 篠内区の農地が農業保全地域に指定されたことに大きな疑念を抱いており、農業経営が成り立っていない現状を考えると、工業や物流、商業などへ土地利用転換を模索すべきであり、財産権の侵害等の観点からも、農業保全地域に指定されることに反対する。

○ スマートインターチェンジの設置を検討するという文言が削除されているので、文言を復活させていただきたい。スマートインターチェンジは、篠内区の将来的な発展の可能性を見据えた重要な構想である。

○ 青柳郵便局周辺地区に土地を所有しているが、P25 記載の「営農環境と都市環境の調和した土地利用の推進」及び P32 記載の「さと」のメリハリある土地利用を推進」という方針に賛成する。当該土地は青柳郵便局や青柳小学校の近くにあり、宅地化するには大変有効な土地であり、開発や農地転用の申請をしたいと考えているため、市街化区域への編入や地区計画、開発許可制度の運用による土地利用転換を要望したい。

○ 篠内区の農業保全地域の計画について、事前に区への説明がなく、本改訂案に記載されたことが問題である。説明をしてほしい。

○ 農業保全地域として土地利用されることに反対する。現在篠内で営農している、あるいは農地を持っている人たちのほとんどは 60 代、70 代であり、後継者がほとんどいないのが実情。その実情を知らないまま農業保全地域に入れるということは、将来の幅をなくすことになってしまう。古賀市の将来を見据えた本質的な都市計画となるようなマスタープランを作してほしい。

○ 改訂案 P46、P47 に「新たな魅力創出」や「観光・運動・ワンヘルス」との記載があるが、「既存の豊かな緑地環境や生態系の保全を大前提とし、それらとの調和を図りながら進めるものとする」というような緑地保全が基本にあることを明確にするような表現を検討していただきたい。市民を不安にさせないように緑地保全を十分に優先していただきたい。

○ 市がリーダーシップを取って、専門家と連携しつつ、市が主体的に公園の強化、魅力ある公園づくりをしていくというメッセージを明記してほしい。